

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	行政視察報告	3
4	議 題	7
	(1) 提出議案について	7
	① 議案第 17 号 教育委員会教育長の任命同意について.....	7
	② 議案第 18 号 教育委員会委員の任命同意について.....	7
	③ 議案第 19 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・	7
	(2) 協議事項について	9
	① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて.....	9
	② 全員協議会の会場変更及び矢板市議会全員協議会規程の一部改正について...	10
	③ 矢板市議会傍聴規則の一部改正について.....	10
	(3) 報告事項について	11
	① 報告第 1 号 市長の専決処分事項報告について.....	11
	専決第 5 号 損害賠償の額の決定及び和解について.....	11
	② 報告第 2 号 令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	12
	③ 報告第 3 号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について・	15
	④ 工事請負契約の締結に係る追加議案の提出予定について.....	17
5	その他	19
6	閉会	21

日 時 令和 7 年 9 月 5 日(金) 午前 10 時 00 分～午前 10 時 53 分
場 所 議場

○ 出席者

【 議員 14人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由 紀 夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長
- ⑤ 秘書広報課長
- ⑥ 総務部長
- ⑦ 総務人事課長
- ⑧ 財政課長
- ⑨ 健康福祉部長
- ⑩ 市民生活部長兼危機管理監兼生活環境課長
- ⑪ 経済部長兼商工観光課長
- ⑫ 農林課長兼農業委員会事務局長
- ⑬ 建設部長
- ⑭ 上下水道事務所長兼水道課長

【 議会事務局 】

- ① 事務局長
- ② 副主幹
- ③ 主査

森 島 武 芳
印 南 洋 之
伊 藤 由 悟
村 上 治 良
杉 山 太 郎
高 橋 弘 一
佐 藤 賢 一
矢 板 洋 子
高 橋 理 子
柳 田 豊
山 口 武
山 下 征 子
和 田 理 男
柳 田 恭 子

星 哲 也
粕 谷 嘉 彦
手 塚 紀 寿

1 開 会

○議長（宮本莊山） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

初めに市長から御挨拶があります。

(10 : 00)

2 あいさつ

○市長（森島武芳） 全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回、第 405 回定例会議に市当局から提出いたします案件は、報告事項 3 件、補正予算 6 件、決算の認定 7 件、条例の制定 1 件、条例の一部改正 2 件、人事案件 3 件及びその他 4 件の計 26 件でございます。人事案件のうち、議案第 17 号 教育委員会教育長の任命同意につきましては、本市教育委員会教育長であります伊藤由悟氏が令和 7 年 9 月 30 日をもって任期が満了となりますが、後任の教育長に同氏を再任することについて議会の同意を求めるものでございます。議案第 18 号 教育委員会委員任命同意につきましては、本市教育委員会委員であります岡友美氏が令和 7 年 9 月 30 日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に蜷木宏子氏を任命することについて議会の同意を求めるものでございます。議案第 19 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、本市人権擁護委員であります小川安彦氏が令和 7 年 12 月 31 日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に森本金一氏を候補者として推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。これらの人事案件につきましては、慣例によりまして即決をもって議決くださいますようお願いを申し上げます。また、各報告事項につきましては所管の部課長から説明をいたしますので、よろしく御協議くださいますようお願いを申し上げまして簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

3 行政視察報告

○議長 それでは、3、行政視察報告を行います。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（石塚政行） 過日実施いたしました総務常任委員会の行政視察について御報告申し上げます。総務常任委員会では7月7日・8日の2日間、それぞれ神奈川県開成町、茨城県境町を視察いたしました。

神奈川県開成町については、令和2年に開庁した新庁舎の整備内容について視察しました。矢板市庁舎については建設からすでに60年以上が経ち、新庁舎の整備に向けて検討が進められているところであり、現代に求められる新たな機能について知見を得るものであります。開成町の新庁舎については、環境負荷の低減や町民の利用のしやすさや災害対策機能など、ライフサイクルコストを縮減しつつ、永く町民のよりどころになるよう設計されています。まず、環境負荷については、Nearl y Z E Bを取得しており、81%の省エネを達成しています。具体的には、自然の光や空気を庁舎内に取り入れるハイサイドライトシステムや地中熱を利用し床や天井に配置した輻射式冷暖房、断熱効果を高める木造パネル、人感照度センサーによる昇降制御など、様々な技術を取り入れています。町民の利便性については、1階フロアが広く取られており、町民の居場所やオープンな共同スペースを設け、にぎわいをつくり出しています。また、総合窓口を設け、町民が窓口を移動することなく、複数部署の手続きが行えるようになっております。災害対策については、迅速に災害対応ができるよう災害対策本部の設置に必要な情報機器やホワイトボードのように書き込めるような壁紙を設置しています。さらに、避難場所として機能するよう飲み水用受水槽や下水管の破損を想定した緊急排水設備が設置されています。60年前になかったニーズに対応し、さらに将来にわたり必要とさ

れる施設とは何か。公共施設整備を単なるハード面の刷新にとどめるものではなく、長期的な展望を持ち市民に親しまれる庁舎づくりを意識すべきと確認いたしました。

続いて、茨城県境町についてです。矢板市では現在、デマンド交通や中央部循環路線、地域共助型生活交通が運行されています。そうした中で境町の自動運転バスが地域にどのような効果をもたらしているのか、今後の市民サービスの向上と運営の効率性等を踏まえ伺いました。境町では令和2年から特定条件下で自動運転となるレベル2の自動運転バスを運行しています。この自動運転バスは各種センサーやGPS、地図データを基に時速20キロで道の駅からコミュニティセンターなどを結んでおり、町民・町民以外問わず無料で利用することができます。また、遠隔で監視するシステムにより異常があった際は駆けつけてサポートする体制がとられています。この導入運営費用には、ふるさと納税やデジタル田園都市国家構想交付金、地方創生推進交付金等が初期投資に充てられ、運営費用には交付金に加え、企業からのスポンサー料などにより、持続可能で町の負担が少ない運営を行っています。運営については、運行システムに先進技術が導入されていることから民間に委託を行っています。乗降数のデータを蓄積し、それによって町民がバス運営にどのように利用しているか。乗降ニーズを分析し、既存の交通機関との接続性を考慮した上でまちの最適な運行ルートを提供しています。民間活力を導入することで行政だけではなし得ない運営を実現しています。境町の視察においては、先進的な技術により、サービスを無料で提供する仕組み、また、そのための民間活力の導入について、交通政策のみならず、様々な政策において必要な要素だと感じたところでございます。

以上、今回の視察を通じまして、これからの矢板市の発展につなげるため、

矢板市政について、新たな視点で調査・研究してまいろうと考えております。

報告は以上です。

○議長 次に、教育福祉産業常任委員長の報告を求めます。

○教育福祉産業常任委員長（神谷 靖） 過日実施いたしました教育福祉産業常任委員会行政視察研修について御報告申し上げます。

教育福祉産業常任委員会では、去る7月30日から8月1日までの3日間、教育費福祉産業常任委員7名と議会事務局1名及び執行部1名の計9名により行政視察を実施いたしました。視察先は福島県福島市、岩手県八幡平市、山形県村山市の3自治体であります。

1日目の福島県福島市は「特色ある幼児教育・福祉プロジェクト」をテーマに視察をいたしました。福島市では、令和2年度から特色ある幼児教育・保育プロジェクトを実施し、市内の幼稚園、保育園、認定こども園を対象に市単独予算で補助金を交付しており、1年から3年目は最大120万円、4年目以降も30万円を継続支援し、パンフレットや動画で「子育てするなら福島市を」と発信をしております。プロジェクトの取組は、共生社会、自然環境、健康増進、伝統文化芸術、その他特色ある教育保育の5類型に基づき、園独自の創意工夫を後押ししております。プロジェクト選定については、大学教授や市担当者らの委員会が行い、採択園は広報冊子や動画で紹介されております。その効果として、園児数や職員採用の向上、保育士の意識改革、地域や保護者との連携強化、保育の質の向上につながっております。この取組や園の特色を磨き、市が伴走支援することによって子育て環境の魅力を高めるものであり、本市でも同様の仕組みを導入することで定住促進や地域活性化に寄与するものとするものと考えております。

2日目の岩手県八幡平市は、「八幡平市メディテックバレーコンソーシアム」

をテーマに視察をいたしました。八幡平市はかつて鉱山閉山後から急速な人口減少に直面しており、特に若者流出が深刻な課題となっていました。市の調査ではその最大の要因が地域にやりたい仕事がないことであり、企業誘致だけでは解決が難しい状況にありました。そこで、2015年に開始されたのが「起業志民プロジェクト」であります。このプロジェクトは、市民や移住者を対象に企業環境を整備するもので、特に短期集中型の「スパルタキャンプ」が注目されています。未経験でも4週間でプログラミングや事業計画を無償で学び、最終週には成果を発表する仕組みとなっております。さらに卒業生の事業化を支援するため「起業家支援センター」が整備され、コワーキングや個別オフィスを低コストで利用できる環境が提供されております。この流れを発展させたのがメディテックバレープロジェクトであり、医療・福祉分野のスタートアップを結集し、遠隔診療や見守りシステムを開発いたしました。心拍や体温など、自動記録送信する仕組みは高齢者や単独作業にも活用され、医療機関の負担軽減や病気の早期発見に寄与しております。これらの取組により、20社以上のスタートアップが誕生し、移住者や関係人口の増加、地域ブランドの向上に結びついております。矢板市において、人材育成を軸にした企業支援、遊休公共施設の活用、遠隔医療の導入など検討する際の多くの有益な事例を学ぶことができました。

3日目は、山形県村山市は「子育てスマイルプロジェクト」をテーマに視察いたしました。村山市では令和2年度から「安心して子どもを産み育てられるまち」を掲げ、結婚支援を含め、妊娠期から就業・就職期まで切れ目のない支援を展開しています。施策は大きく四つに分けられ、第1に経済的支援、第2に妊娠・出産支援、第3に住まい・生活支援、第4に教育・子育て環境の充実となっております。これらの施策により、保護者の経済的負担が軽減され、孤

立防止や移住定住の促進につながり、3年連続で転入超過を実現しております。特筆すべきは、子育て支援にとどまらず、住宅、教育、地域交流と結びつけて全庁横断的に取り組んでいる点であります。財源にはふるさと納税を活用し、市全体で子育て支援を最重要課題に位置付けておりました。矢板市においても村山市のように単独財源を確保し、切れ目のない支援を整えることで移住定住促進や人口減少対策、そしてまちの魅力向上につながるものと考えております。

この研修を通じて、これから策定される市総合戦略の役に立ててまいりたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長 以上で行政視察報告を終わります。詳細については、事務局に報告書を保管しておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

4 議 題

(1) 提出議案について

- ① 議案第 17 号 教育委員会教育長の任命同意について
 - ② 議案第 18 号 教育委員会委員の任命同意について
 - ③ 議案第 19 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-

○議長 4、議題に進みます。(1)提出議案について、①から③について一括説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） 議案第 17 号から第 19 号まで一括して御説明させていただきます。

それでは議案書の 48 ページをお願いいたします。議案第 17 号 教育委員

会教育長の任命同意について。本市教育委員会教育長として、下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。以下の朗読は省略させていただきまして、伊藤由悟氏の履歴書をお願いいたします。教育長の任期は 3 年でございます。伊藤教育長におかれましては、昨年 10 月 15 日に本市教育長に就任されました。現在 1 期目でございますが、伊藤教育長の 1 期目の任期につきましては前任者の残任期間である本年 9 月 30 日までとなっております。そのため、今回 2 期目となる教育長の任命同意の議案を提出させていただきました。住所、生年月日、学歴、そして職歴につきましては、記載のとおりでございます、説明のほうは省略させていただきます。

それでは続きまして、議案書の 49 ページをお願いいたします。議案第 18 号教育委員会委員の任命同意について。本市教育委員会委員として、下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。以下の朗読は省略させていただきまして、今度は蜷木宏子氏の履歴書をお願いいたします。教育委員会委員の任期は 4 年でございます。住所、生年月日、学歴につきましては記載のとおりです。現在、市内の温泉施設に勤めている方でございます。その他の経歴でございますが、市内保育園の保護者会会長や本市の子ども・子育て会議の委員、こちらを務められた方でございます。また、令和 2 年 4 月から東小学校の P T A 副会長を務められまして、本年 4 月からは P T A 会長を務められております。

続きまして、議案書 50 ページをお願いいたします。議案第 19 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）

第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。それでは森本金一氏の履歴書をお願いいたします。人権擁護委員の任期は3年でございます。住所、生年月日、学歴は記載のとおりです。職歴でございますけれども、昭和45年に栃木県の職員となられまして県立がんセンターの事務局次長、そして県北環境森林事務所の次長を務められた方でございます。平成24年3月に栃木県を定年退職されまして、その後、とちぎ未来づくり財団埋蔵文化センターの所長や栃木県住宅供給公社の矢板支所長、県北健康福祉センターの青少年指導員、こちらを務められた方でございます。また、平成28年4月から2年間上伊佐野行政区長でございました。森本氏の説明は以上となります。

以上、議案第17号から第19号の説明でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑はありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 協議事項について

① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 次に、(2)協議事項①について説明を求めます。

○議会運営委員長(佐貫 薫) (2)協議事項について①会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて御協議申し上げます。

第405回定例会議の議会運営につきましては、去る8月29日午前10時から第2委員会室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。提出議案の件数、一般質問通告者数及びそれらの取扱い等について慎重に協議した結果、この定例会議の会議期間は、本日から9月25日までの21日間と決定をいたしました。議事日程につきましてはお手元の日程表のとおりであります。

議案の取扱いにつきましては、議案第1号から議案第16号まで、議案第20号から議案第23号までについては、所管常任委員会に付託する予定であります。次に、議案第17号から議案第19号までの人事案件3件については、提案理由説明後、質疑・討論を省略し、即決でお願いしたいと思います。何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。議会運営委員長説明のとおり御協力をお願いいたします。

② 全員協議会の会場変更及び矢板市議会全員協議会規程の一部改正について

③ 矢板市議会傍聴規則の一部改正について

○議長 次に、②及び③について、事務局長に一括説明させます。

○議会事務局長(星 哲也) 事務局より説明させていただきます。初めに②については、全員協議会の会場を原則として、第1委員会室へ変更するものでございます。こちらは会場を変更することで、全員協議会において質疑応答が深まること、活発な意見交換が促進されること、それらにより全員協議会の充実強化が図られることを期待したものでございます。併せまして、矢板市全員協議会の運営に関し必要な事項を定めた矢板市議会全員協議会規程は、全員協議会を議場で行うことを前提に制定されていますので、その一部を改正するものであります。規定の一部改正については、資料1枚めくっていただきまして、具体的には第8条会議の公開に関する部分であります。施行日は10月1日とし、会場の変更は10月開催の全員協議会からといたします。会場を第1

委員会室に変更することになりますが、引き続き会議の公開には努めてまいります。

次に、③について矢板市傍聴規則は制定以降、見直しがほとんど行われていないため、現在では一般的に使用されていない語句や制定改正時の社会情勢を反映した規定が存置されているもので、その改正を行うことで多くの市民の皆様に議会への関心を持ってもらうことを目指すものであります。改正文については資料の2枚目からとなります。施行日は10月1日といたします。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(3) 報告事項について

① 報告第1号 市長の専決処分事項報告について

専決第5号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長 次に、(3)報告事項①について説明を求めます。

○生活環境課長(柳田 豊) それでは、報告第1号 市長の専決処分事項報告についてでございます。この件につきましては、本年2月28日の全員協議会におきまして事故報告させていただきました自動車事故につきまして、事故相手方と和解となりましたので、法の定めるところにより報告するものでございます。

報告事項の1ページを御覧願います。報告第1号 市長の専決処分事項報告について。下記事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によ

り報告する。令和7年9月5日、矢板市長森島武芳。専決第5号 損害賠償の額の決定及び和解について。専決第5号でございますが、朗読を割愛させていただきます御説明させていただきます。本件は令和7年2月14日に矢板市本町5番4号矢板市役所本庁舎西側駐車場におきまして、市営バスが市役所駐車場内を走行中、発車しようとして後進した相手方車両と接触し、本市車両の左側面後方部及び相手側車両の後部が破損したもので、損害賠償額9万1,070円を相手方に支払い、令和7年7月23日に和解となりました。和解の条件及び相手方については記載のとおりでございます。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 報告第2号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○財政課長(矢板 洋) 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

報告事項の4ページをお願いいたします。まず、1の健全化判断比率でございます。項目に四つの指標がございますが、初めに、実質赤字比率でございます。この指標は、一般会計等を対象としました実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。その一般会計等の実質収支額は黒字でございますので、実質赤字比率は該当なしであるバーとなっております。次に、2番目の連結実質赤字比率でございます。この指標は、矢板市の全ての会計を対象としました

実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。矢板市の全ての会計は黒字でございますので、この連結実質赤字比率も該当なしであるバーとなっております。次に、3番目の実質公債費比率でございます。この指標は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金や公営企業会計の地方債の元利償還金に充当する繰出金、さらには、塩谷広域行政組合の地方債の元利償還金に充当する負担金などの標準財政規模に対する比率でございます。単年度ごとに算定いたしまして、直近3年間の平均を用いるものでございます。令和6年度の数值は8.3%になりまして、昨年度の8.4%と比較しまして0.1ポイント減少いたしました。これは直近3か年を平均するものでございますので、前年度の構成年度でありました令和3年度単年度の額と比較いたしますと令和6年度単年度につきましても、計算する上で分子となる地方債の元利償還金が減少したことなどによりまして、3か年平均での比率が0.1ポイント減少いたしました。なお、この実質公債費比率につきましても7月の全員協議会におきまして速報といたしまして、令和6年度矢板市一般会計決算の概要について御報告した際に8.5%と申し上げましたが、指標の算出過程におきまして数值に誤りがあったため修正いたしまして比率が改善いたしました。次に、4番目の将来負担比率でございます。この指標は、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。一般会計等の地方債の残高や公営企業会計の地方債償還に充てる繰出金、さらには退職手当支給予定額など、矢板市が将来負担する負債全体から貯金である基金や地方債の元利償還金に充当する特定財源、さらには普通交付税の基準財政需要額に算入される公債費などを差し引いて算定されるものでございます。令和6年度の数值は1.4%となりました。令和6年度につきましても地方債残高が減少したほか、公営企業債等繰入見込額等も減少したことから将来負担額は減少いたしました。しかしながら、将来負担額か

ら差し引くことが可能と見込まれる充当可能財源等におきまして、評価替えの影響による都市計画税の減少や充当される都市計画事業債残高の減少によりまして、充当可能特定歳入が減少したほか、交付税措置される市債残高の減少によりまして昨年度の数値なしであるバー表示から、比率が1.4%となりました。

続きまして、2の資金不足比率でございます。この指標は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率でございます。記載の二つの会計におきましては資金不足額はございませんので、資金不足比率は該当なしであるバーとなっております。

以上、各指標について御説明させていただきました。各指標につきましては、この表に記載してございますように黄色信号と言われている早期健全化基準、さらには、ここには記載されておきませんが、赤信号と言われている財政再生基準が設けられております。指標がその基準を超えた場合には、財政健全化計画または財政再生計画というものを策定し、財政の健全化を図らなければならないこととなっております。令和6年度の比率につきましては、全ての指標が黄色信号と言われている早期健全化基準を大きく下回っております。今後もこれらの指標を見据えた財政運営を行いまして財政の健全化をより一層図ってまいります。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ 報告第3号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について

○議長 次に、③について説明を求めます。

○農林課長（山下征子） 報告第3号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について御報告いたします。なお、報告事項の朗読は省略させていただき、その概要について御説明をさせていただきます。この件につきましては、矢板市の出資法人である株式会社やいた未来の経営状況に関する説明書として、法の定めに従い提出するものでございます。

それでは資料の1ページを御覧ください。第7期令和6年度の事業報告でございます。1、企業の現況に関する事項、(1)全般的な営業の概況についてですが、株式会社やいた未来は平成31年4月から道の駅の管理運営業務を引き継ぎ、登記で丸6年が経過いたしました。業務に当たりましては、農産物直売所において、商品の拡充、陳列の見直し、品切れの削減及び営業時間の延長など、様々な対策を実施しております。当期も地元生産者の多大な御協力の下、新鮮で安心安全な地域野菜はもとより、加工品、惣菜など、十分な商品の供給を受け売上高を伸ばすことができました。また、令和6年4月から新たに宿泊棟を設置しました矢板市城の湯やすらぎの里の管理運営業務を行っております。業務に当たりましては、指定管理により運営されている文化スポーツ複合施設、山の駅たかはらとの連携や令和6年4月に城の湯温泉センター内に事務所を移設しました一般社団法人矢板市観光協会や矢板スポーツコミッション、さらに合宿力を得意とする旅行代理店と連携することにより、温泉利用者や宿泊利用者数の確保を図りました。これらの取組の結果、令和6年度施設全体の売上高は令和5年度と比較しまして、9,370万円増の3億573万円となっております。利益面につきましては、当期純利益は前期と比較しまして258万円減の2,040万円となりましたが、順調な業績を維持しており、今年度6月株主に対

して 20%の配当を行ったところであります。詳細は、資料 2 決算報告書として、貸借対照表、損益計算書、支出した各科目の計算内訳、監査報告書などを添付いたしましたので、後ほど御参照をお願いいたします。

続きまして、資料の 13 ページからを御覧ください。第 8 期である本年度の事業計画及び予算についてでございます。初めに、矢板市道の駅施設についてですが、当期も道の駅の管理運営を行うにあたり、引き続き道の駅の公益的な役割を果たしながら、利益目標の達成を目指しまして事業計画に定めた各項目を実施してまいります。また、事業予算につきましては今年の 3 月、令和 6 年度の決算前に編成したため、収入、営業利益とも令和 6 年度を下回る値となっておりますが、現状では前年度を上回る実績となっておりますので、今年度におきましても前年度と比較しまして増収・増益を目指して取り組んでまいります。

次に、資料 14 ページ矢板市城の湯やすらぎの里につきましては、昨年 4 月 2 日に宿泊棟を新たに設置し、リニューアルオープンしたところでございます。この夏休み期間中にスポーツ合宿などの誘致により、新規・リピーター含め、県内外からアマチュアスポーツ団体が集まってきておりますので、今後も事業計画を確実に実行し、関係人口や交流人口の増加につなげ、「アマチュアスポーツをやるなら矢板で」というような地域ブランド構築の一つとして城の湯温泉センター宿泊棟の活用を図ってまいります。また、事業予算につきましては収支がプラスマイナスゼロとなっておりますが、指定管理により運営されている文化スポーツ複合施設や山の駅たかはらと連携し、利用者の増加を図っていくことで売上の確保に努めてまいります。

株式会社やいた未来の経営状況報告書の提出につきまして、説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○神谷議員 ふれあい館についてお尋ねしたいと思うのですが、ふれあい館の空調が2年間ほど故障中で使えないというお声を市民からいただいております。この空調について、来年度どのようにしていくのかということをお聞きしたいと思います。

○経済部長（山口 武） ふれあい館の空調についてでございますが、ふれあい館の空調につきましては、現在故障している部屋がございます。一部修繕を完了しまして使えるようにはなっておりますが、まずは利用頻度の高いところを優先的に修繕を図りまして、今後皆さん御利用しやすいように財政状況等も鑑みながら、なるべく早急に修繕を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長 ほかに御質疑はありませんか。

（なし）

○議長 ないものと認めます。

④ 工事請負契約の締結に係る追加議案の提出予定について

○議長 次に、④について説明を求めます。

○総務部長 本日、教育総務課長が欠席でございますので、代わりに工事請負契約の締結に係る追加議案の提出予定について御報告いたします。

東小学校の改築工事につきましては、今週9月1日月曜日に総合評価落札方式による条件付一般競争入札を行いまして、落札者が決定いたしました。今回発注した工事につきましては、校舎及び体育館の建築工事でございますが、外構工事や解体工事は含まれておりません。記載はございませんが、落札額は税込で32億4,170万円、落札率は99.97%でございました。落札者は、浜屋・小堀・渡辺 特定建設工事共同企業体でございます。これは、本市の建設工事

入札参加資格者名簿に建築一式工事で登録されており、S A級・A級に格付されている市内事業者である浜屋組、小堀建設、渡辺工務店で組織されました特定建設工事共同企業体、いわゆるJ Vでございます。この工事請負契約につきましては、本市条例の定めるところにより議会の議決が必要な契約となりますので、落札者との仮契約が整いましたら、第405回定例会議の会議期間中に追加議案として提出いたしますので、その際御審議のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

○関議員 説明の中で9月1日公表ということで、私も9月2日矢板市ホームページを見て確認をさせていただきました。今の説明の中で、まず何点かお聞きいたします。まず、入札者は何社あったのか。それと今回総合評価方式とした理由、あと今後のスケジュールをお聞かせください。

○総務部長 何点か質問がございましたので、順に答えていきたいと思えます。応札者でございますが、二つの共同企業体でございました。それと総合評価落札方式でなぜ行ったのかというところでございますけれども、この総合評価落札方式というものにつきましては、過度なダンピング入札、これは採算を無視した極端に安過ぎる価格での受注、こういったダンピング入札の防止と公共工事の品質確保を図るためということで、価格のみの競争ではなくて価格と価格以外の要素、施工能力など、こちらを総合的に評価する入札方式でございます。東小学校の改築工事でございますけれども、こちらは児童が学校生活を送る中で工事を行っていくということでございますので、安全対策について最大限の対策を講じる必要があること。また、工事完了後には校舎と体育館、こちら長期間使用していくということもございますので、品質確保についても重要とい

うことで高い技術力が必要であるということがございましたので、価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式としてございました。共同企業体を組織したのですけれども、こちらも技術力など複数の企業が協力して行うということで共同企業体方式とさせていただきます。スケジュールということですが、工期ということでもよろしいでしょうか。これから議決いただきましたら、令和9年12月完了予定で進めていくという計画になってございます。以上です。

○関議員 なかなかこういう言い方は言いづらいのですが、必ず変更って言うものがもしかしたらある可能性があると思うのですよ。もし変更があった場合は丁寧な説明が必要だと思いますけれども、それについてどのようにお考えなのか。もし可能でしたらお願いします。

○議長 暫時休憩いたします。 (10:49)

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (10:49)

ほかに御質疑はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 その他

○議長 議員各位及び市当局から何かありませんか。

○生活環境課長 特定外来生物クビアカツヤカミキリの被害木の確認について御報告させていただきます。資料はございませんのでお聴き取り願います。一昨日の栃木県からの発表により、昨日の地元新聞に掲載となりましたので既に御承知の議員もいらっしゃると思いますが、9月3日に矢板市針生地内民家のウメの木の本から特定外来生物であるクビアカツヤカミキリの幼虫の

排泄物と木くずがまざって排出された、いわゆる「フラス」の発生が本市で初めて確認されました。当日中に栃木県の指導により、本市におきまして発見者宅をくまなく調査いたしました。成虫や他の被害木の発見には至りませんでした。また、9月4日に下伊佐野地内の民家からも通報をいただき、栃木県におきましてフラスの調査をしていただいたところ、被害木と判明いたしましたので本市で同様の対応をいたしました。併せて被害木の対応につきましては、栃木県の防除対策マニュアルに従い、内部の幼虫を駆除する薬剤散布後、樹木幹部にネットを巻き付け成虫の飛散防止を図り、発見者にも定期的な監視と成虫を発見した場合は捕殺していただくようお願いしたところでございます。そして、本市の施設管理をしている部署にもさらなる注意喚起をいたしたところでございます。昨日4日には、発見者宅半径2kmの25行政区の御協力を賜り、急遽情報提供の班回覧を実施いたしました。なお、被害拡大の恐れがありますことから、市のホームページや公式LINEを活用し、市民の方への情報提供の呼びかけをすることといたしました。さらに、フラスが多く排出される期間中の10月に広報を行い、市民の皆様からの情報提供のお願いを実施したいと考えております。現在は、初動被害調査を実施すべく、栃木県と周辺調査の協議をしているところでございます。なお、大規模公園、市内小中学校等につきましては、8月中に定期調査を実施したところでございますが、現時点では被害の確認はされておられません。今後、新たな被害が発見された場合は必要な防除対策を実施してまいりますので、御承知いただきますよう願います。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。そのほか、議員各位から何かありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

6 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。

(10 : 53)

令和 年 月 日

議長